

淡路広域水道企業団臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例

平成11年12月27日

条 例 第 7 号

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員及びこれらの者に準ずる者（以下「非常勤の嘱託員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤の嘱託員等の報酬は、日額とし、その額は、勤務した日1日につき25,000円を超えない範囲内において、任命権者が企業長と協議して定める額とする。

2 企業長が勤務の特殊性その他特別の理由があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、非常勤の嘱託員等の報酬は、月額又は時間額で支給することができるものとし、その額は、前項に規定する額との均衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が企業長と協議して定める額とする。ただし、月額で支給する場合における就職した月及び離職し、又は死亡した月の報酬の額は、日割により計算した額とする。

3 月額で支給する報酬は、非常勤の嘱託員等（企業長が定める者を除く。）が月のうち1日も勤務しなかったときは、支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 日額又は時間額で支給する報酬は、月の1日から末日までの時間に係る分を、翌月20日までに支給する。

2 月額で支給する報酬の支払日については、一般職の職員（淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年淡路広域水道企業団条例第9号）第2条に規定する職員をいう。）の給料の支払日の例による。

(費用弁償)

第4条 非常勤の嘱託員等には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給する。

2 旅費の種類、額及び支給方法については、淡路広域水道企業団職員等の旅費に関する条例（平成11年淡路広域水道企業団条例第6号）の規定を準用する。

(補則)

第 5 条 この条例の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。